

## お知らせ

### 金婚者のお祝いについて

結婚50周年を迎えるご夫婦は、各校区の老人クラブ会長又は役場地域包括支援センターまで申出をお願いします。

◎ 該当者は、町内在住で結婚50周年目のご夫婦です。(昭和33年中にご結婚されたご夫婦)

### 問い合わせ

松前校区会長 合田則康

☎ 984-2236

北伊予校区会長 高石 勝

☎ 984-2718

岡田校区会長 茂川俊一

☎ 984-2522

役場地域包括支援センター

☎ 985-4205

### 松前町指定給水工事

#### 事業者について

次の業者の指定を取り消しました。

・(有)伊賀上水道

(平成19年12月12日付)

### 交通災害共済加入受付を開始します

〜平成20年度より掛金や見舞金などの制度が一部変更されます〜

交通災害共済は交通事故により災害を受けた場合、少額の掛金で見舞金を受け取ることができる制度です。年額わずか7000円の掛金で、最高100万円のお見舞金が支払われます。もしもの交通事故に備えてご家族の皆さんで加入しましょう。

なお、詳しくは広報と一緒に配布しますパンフレットをご覧ください。

#### 加入資格

平成20年4月1日に松前町内に居住し、住民基本台帳に登録又は外国人登録している方、及び加入者の被扶養者で町外に居住している方

#### 共済掛金

一 般 700円  
中学生以下 300円

(平成5年4月2日以降の誕生日の方)

#### 共済期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

※ 途中加入する方は、掛金

を納入した翌日から平成21年3月31日まで  
共済見舞金

1等級(死亡の場合100万円)から8等級(2万円)

・ 交通事故証明書の代わりに交通事故申立書または現認証明書の場合は半額

・ 頸椎捻挫、腰椎捻挫またはこれに類する傷病は、治療期間を200日未満に制限

※ 平成20年3月31日までの交通事故は、従前(10等級制)の災害見舞金の支払額になります。

#### 請求期限

災害を受けた日の翌日から2年以内に請求しなければ無効になります。

#### 申込方法

広報と一緒に配布してあります申込書に必要事項を記入し、左記の受付窓口でお申込みください。また、代理人の方による加入受付もできます。(申込書は役場総務課にもあります)

#### 受付窓口

・ 役場総務課  
・ 税務課の出張申告時に各公民館又は集会所での臨時受付

※ 臨時受付の日程については、所得申告相談日程(3ページ)又は、加入申込書(裏面)をご参照ください。

加入された方は、5月上旬に加入者証を郵送でご本人に送付します。

#### 問い合わせ

役場総務課庶務係

☎ 985-4103

taspo(タスポ)  
— 成人識別カード —

〜自販機でのたばこ購入に専用のICカードが必要になります〜

未成年者喫煙防止の取組みの一環として、四国4県のたばこ自動販売機は、平成20年5月までに成人識別たばこ自動販売機に変わります。

この自販機でたばこを購入する際には、成人にのみ発行する専用のICカード「taspo(タスポ)」が必要になります。

四国4県では、平成20年2月よりカードの申込受付を開始します。  
発行手数料、年会費は無料



で、申込書はたばこ販売店店頭などで入手できます。

詳しくは、taspoホームページをご覧ください。  
<http://www.taspo.jp/>

#### 問い合わせ

(社)日本たばこ協会

taspo運営センター

0120-222-180

※ 携帯電話からは

0570-012-340